

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件(案)に関する意見募集の結果について

令和5年3月27日
厚生労働省
健康局健康課

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件(案)について、令和5年2月13日(月)から同年2月22日(水)まで御意見を募集したところ、計15件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	コロナ禍での保健所の業務ひっ迫を繰り返さないために、普段から保健所に感染症などの危機管理統括者を置くべき。保健所の危機管理統括者主導で行う事で、普段からの連携体制がとりやすくなる。	現行の地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。)において保健所長等の健康危機管理体制の管理責任者の下で対応を行う旨記載しています。 その他いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	・ 医療機関と平時より連絡を取っているのは、市町村レベルの保健所と思われる。市町村レベルの自治体と医療機関の平時の連携についても文言をいれるべき。	また、今回の基本指針の改正において、人材育成も含めて健康危機に備えた体制を強化するため、「平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の保健所設置市等以外の市町村、教育機関、学術機関、消防本

		<p>部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある」旨記載することとしたところです。</p> <p>また、現行の基本指針において、市町村は「医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体、地域の医療機関、学校及び企業等との十分な連携及び協力を図る」旨を記載しています。</p> <p>その他いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、保健所と地方衛生研究所は早い段階から職員は多大な負荷を強いられた。が、国の人員増に向けた施策が行政需要を満たしたとは言えない。保健所と地方衛生研究所が地域保健対策の拠点と資するよう、自治体において人員配置を計画的に進めるための継続的な財源保障は不可欠。保健所と衛生研究所の体制強化を進めるため、地方交付税算定における衛生費（保健所費、感染対策費、衛生研究費）の増額と、職員数の拡充を求める。 ・ 感染急拡大の局面などにおいて、やむを得ず外部委託する際には、行政の監督機能が十分に発揮できる体制整備が重要。 ・ 保健所や地方衛生研究所における ICT の導入の際にはシステム構築や管理を行う専門の職員が必要。 	<p>令和5年度において、保健所及び地方衛生研究所の恒常的な人員体制強化のための地方財政措置を講じるとともに、令和5年度予算案に、保健所の体制強化のための IHEAT 要員に対する研修や地衛研の検査能力向上・情報収集等の機能強化のための訓練等に対する支援を盛り込んだところです。</p> <p>今回の基本指針の改正において、外部委託や ICT の導入の推進、保健所等における計画的な体制整備、必要な人員の確保や研修等による人材の育成、統括保健師の配置が必要である旨を記載することとしたところです。</p> <p>今回の基本指針の改正において、地方衛生研究所のあり方や必要とされる業務と、それらに必要な人材の確保や設備等の整備を進めることをお示ししています。</p>

- ・ 検査設備や ICT に伴う費用は、導入時だけでなく、メンテナンスや修理費など管理コストも含めた財源保障が必要であるとともに、IT 調達が困難な地域への支援が重要。
- ・ 今後の新興・再興感染症の流行に対応できる保健所機能の強化は急務。そのためには、健康危機発生時に備えた計画的な体制整備や研修の実施、それを実現するための余力を持たせた人員体制が必要。
- ・ 各自治体に統括保健師を配置することは重要。一方で、コロナ禍で保健師は感染症以外の業務もあり、必ずしも感染症対策を理解されているわけではない。自治体での人材育成についてどのように進めるのか、また国の指針や支援はあるのか。人材育成には医療機関の専門家の力が必要なので地域の専門家を積極的に活用すべき。
- ・ 小規模自治体で統括保健師の配置が進まない要因を明らかにするとともに、総合的なマネジメント業務に統括保健師が専念できる環境整備を求める。また、総合的なマネジメント業務に統括保健師が専念できるよう、啓発などとともに、人材確保、育成ができるよう財源確保などの対策を求める。
- ・ 国立感染症研究所を含む国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークの活用を通じた継続的な人材育成について、国としてどのように人材育成を支援していくのか具体像を早急に示すべき。また、公衆衛生は住民の暮らしや地域に根差した取り組みの蓄積であり、

その他いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>国による画一的な施策はなじまない。地方自治・住民自治のあり方を歪めることのないよう、自治体の意見を十分に反映した体制とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方衛生研究所においては、全国的に行っている業務内容や業務量、人員体制に大きなバラつきがある。地方衛生研究所に必要な機能や業務の基準を設け、その基準に沿った人員確保や育成、設備整備を行うことが重要。 ・ また、地方衛生研究所の地方独立行政法人化については、健康危機管理等の観点からも疑問が残る。本指針が示す地方衛生研究所の役割を果たすには、地域における科学的かつ技術的な研究拠点として自治体の責任において実施すべき。 <p>他、同種の意見 6 件あり。</p>	
4	<p>医師会からも保健所からも基本指針の改正について意見を相談されたことがない。</p> <p>また、東京小児科医会の議題にもあがっていない。</p> <p>ぜひ、現場から生きた情報を活用してほしい。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により、新潟県の保健所においては、職員が一時の休みもなく働かされる事態に陥った。感染拡大時には、他部や他市町村、臨時的任用職員による応援体制をとっていたが、応援を要請してから期間が生じた。 	<p>今回の基本指針の改正において、地域住民に必要な地域保健に関する業務を適切に実施できるよう、ICT の導入等の積極的な推進により効果的・効率的に必要な業務を実施していくことを記載するとともに、健康危機に備えた体制を強化するため、本庁、保健所、地方衛生研究所</p>

- ・ 職員へ業務が集中すること、応援体制のみでは事案に即応できないことを解消するため、感染拡大時に即時対応できるよう、正規職員で人員増を行い、平時からの定数増を図ること。
- ・ 感染症対応が可能な専門職について正規職員で確実に確保すること。
- ・ 過密労働による病気休暇や、管理職のパワハラ等により病休者が後を絶たないことを踏まえ、職員の健康への配慮についても課題として捉え改善すること。また、ハラスメントを確実に撲滅すること。
- ・ 新潟県では新型コロナウイルス感染症対応は当初、三六協定の範囲外とされた結果、職員はいつまでも時間外勤務を強いられることとなった。2021年度より36条適用となったが、改めて感染拡大した際や、他の感染症が発生した際も36条適用とすること。
- ・ ICTの導入について、感染症対応に苦慮している時期に、国・県から新システムの導入を強行しないこと。また、他県等で使い勝手の良いシステムがあれば、他の県にも斡旋したり、システム開発する予算を配当すること。
- ・ 大規模な感染症が発生した場合は保健所だけでなく、本庁の人員も大幅増員や専門組織が必要。
- ・ 保健所の体制強化は人員増を基本とすること。人員が増えずに業務執行体制を強化しても、職員のキャパシティオーバーとなる。

等において必要な人員の確保も含めて必要な体制整備を行う旨を記載することとしたところです。

令和5年度において、保健所及び地方衛生研究所の恒常的な人員体制強化のための地方財政措置を講じるとともに、令和5年度予算案に、保健所の体制強化のためのIHEAT要員に対する研修や地衛研の検査能力向上・情報収集等の機能強化のための訓練等に対する支援を盛り込んだところです。

その他いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に従事できる専門職が不足し、職員一人当たりの負担が大きくなっていたため、検査に従事する獣医師・臨床検査技師の人員増について明記すること。 ・ 国が通知等を出すことは影響力や反響がとても大きいことをよく考慮し、事前に県や現場保健所の意見を聞き、準備をしてから動くこと。 <p>他、同種の意見 1 件あり。</p>	
6	<p>現在、多くの自治体は保健師について慢性的な職員不足。コロナの拡大時でも、窓口・電話対応に追われていた。市町村の保健師の増員がなければ保健所への応援派遣は難しいため、応援派遣を円滑に進めるため、まず市町村の保健師の拡充対策を財源措置も含めて行うべき。</p>	<p>令和5年度において、保健所及び地方衛生研究所の恒常的な人員体制強化のための地方財政措置を講じるとともに、令和5年度予算案に、保健所の体制強化のためのIHEAT 要員に対する研修や地衛研の検査能力向上・情報収集等の機能強化のための訓練等に対する支援を盛り込んだところです。</p> <p>その他いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在臨床検査技師法にはバイオセーフティに関する記載が無いため、検査委託の協定を結ぶ機関及び地方衛生検査所にはバイオセーフティの専門資格保持者を配置すべき。（又は今後取得を求める）施設管理者に助言できるようにすべき。 ・ 協定を結ぶ機関及び地方衛生研究所は感染症研究所や日本バイオセーフティ学会のバイオセーフティマニュアルや感染症法の特定病原体の施設基準を調査、必要に応じて 	<p>今回の基本指針の改正において、検査関係団体は例示していませんが、専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関の一つとして、地域の実情に応じて連携を強化していただきたいと考えています。</p> <p>今回の基本指針の改正において、地方衛生研究所等に必要とされる業務についてお示しすることとしています。その他の業務についても地域の実情に応じて必要な業務を実施していただきたいと考えています。</p>

病原体管理等専門官や都道府県が助言や監査を行うべき。
これらの技術的情報を別途通知等 Q & A 等で提供するべき。

- ・ 今後発出予定の Q & A 等で民間検査センターや地域のアカデミアとの具体的な協力に関して位置づけを明確にして平時からの訓練を行い形骸化しないよう体制作りが必要。また外部検査機関と協定を結ぶ際は各種測定資格を提出、外部認定状況なども確認の上協定の際の参考にすべき。

- ・ 都道府県連携協議会を活用した連携先として検査関連団体が含まれていないので検査関連団体も明記すべき。

- ・ 地方衛生研究所は医療機関からの相談に対しては積極的に介入し、地方衛生研究所で難しい場合は対応可能機関を紹介する等すべき。また民間検査機関や病院検査室へ感染症法に係る検査は必要に応じ助言や技術支援を行えるようにすべき。

- ・ 感染症研究所や地方衛生研究所は感染症対策として民間検査機関やアカデミアと協力し情報交換を行い人材育成すべき。民間検査機関やアカデミアには国家資格保持者以外も所属しているが参加出来るよう配慮があるとよい。

- ・ 平時は大手検査センターの検体を次世代シーケンサー等で解析して未発見の病原体や薬剤耐性菌等の脅威となる病原体の調査をアカデミア、感染症研究所、地方衛生研究所と協力して行うべき。

その他いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

8	保健所、本庁のコロナ対応に関する体制強化に加えて、従来業務を行えるだけの体制を確保し、容易に新規事業を行わないこと。新たな取り組みは、人員の余裕のない状態で行うことは難しく、負担となる。	いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
---	---	----------------------------------